

## 災害又は事故における応急対策活動の協力に関する協定書

静岡県交通基盤部長（以下「甲」という。）と公益社団法人静岡県造園緑化協会（以下「乙」という。）とは、地震、津波及び風水害又は事故により甲の所管する道路、河川、海岸、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止、港湾及び漁港などの施設等（以下「公共土木施設等」という。）に被害が発生した場合又はそのおそれがある場合の応急対策活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、異常な天然現象や予期できない事故により災害が発生した場合又はそのおそれがある場合に、社会の混乱を防止し円滑な県民の救助活動及び災害復旧活動に資するため、甲が公共土木施設等の緊急的な応急対策（以下「応急対策活動」という。）を行う際の協力体制について必要な事項を定めるものとする。

### （対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法の規定に基づき静岡県災害対策本部が設置された場合若しくは地震、津波、風水害その他の異常な天然現象又は予期できない事故によるもので、甲が公共土木施設等の応急復旧を必要と認める場合の災害とする。

### （応急対策活動協力者）

第3条 乙を構成する会員のうち、本協定に賛同できる会員を応急対策活動協力者（以下「協力者」という。）とする。

- 2 乙は、乙内の連絡体系図及び協力者をとりまとめた名簿（以下「名簿等」という。）を協定締結後、速やかに甲に提出するものとする。
- 3 前項の名簿等の内容に変更が生じたときは、乙は、速やかに名簿等を修正した上で甲に提出するものとする。
- 4 第9条の規定により、この協定の期間が延長された場合には、乙は、第2項の名簿等を毎年9月1日までに甲に提出するものとする。
- 5 前3項に定める場合のほか、甲は、必要に応じて乙に名簿等の提出を求めることができるものとする。

### （協力要請）

- 第4条 甲は、乙に対し、別に定める要請書により協力を要請することができる。
- 2 前項の要請には、別表に掲げる者からの要請を含むものとする。
  - 3 第1項の協力要請は、電話等の通信手段によることができるることとする。
  - 4 要請を受けた乙は、協力者の中から応急対策活動実施者（以下「実施者」という。）

を甲に報告する。

- 5 乙は、実施者の確保が困難な場合は、甲にこれを報告し、甲はこれを受け入れるものとする。
- 6 実施者が決定した場合、甲と乙で協力要請書を交すものとし、協力要請書は甲及び乙が各自その1通を保管するものとする。
- 7 甲は、乙が実施者を報告する際に、使用可能資機材の状況及び派遣可能人員等に関する情報提供を必要に応じて乙に求めることができる。

(応急対策活動の実施)

- 第5条 乙は、前条第1項の規定による甲の要請があったときは、甲の指示に従い、速やかに応急対策活動に着手するものとする。
- 2 前項の応急対策活動の内容は、公共土木施設等の機能確保又は回復に係る必要最小限度の業務とする。
  - 3 乙は、応急対策活動の施行にあたっては、二次災害に対し十分注意して作業を進めなければならない。また、当該作業の関係者のほか、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保にも特段の注意を払うものとする。
  - 4 乙は、業務従事者が労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続きをとるものとする。
  - 5 乙は、応急対策活動終了後、速やかに活動完了報告書を甲に提出するものとする。

(費用の負担)

- 第6条 応急対策活動に係る費用は、乙が負担するものとする。

(損害賠償)

- 第7条 甲又は乙は、応急対策活動に際し、その責めに帰すべき理由により、本協定の相手方又は第三者に損害を与えたときは、その責めを負うものとする。

(実施細目)

- 第8条 この協定において規定された書類の様式や実施等に関する細目は、実施細目で定める。

(協定の効力)

- 第9条 この協定の期間は、締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(疑義の解決)

第 10 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

平成 27 年 3 月 30 日

(甲) 静岡県静岡市葵区追手町 9 番 6 号

静岡県交通基盤部長

野知 泰祐



(乙) 静岡県静岡市葵区東原町 2 丁目 2 番地

公益社団法人静岡県造園緑化協会長



高林 久雄



別 表

下田土木事務所長  
熱海土木事務所長  
沼津土木事務所長  
富士土木事務所長  
静岡土木事務所長  
島田土木事務所長  
袋井土木事務所長  
浜松土木事務所長  
田子の浦港管理事務所長  
清水港管理局長  
焼津漁港管理事務所長  
御前崎港管理事務所長

## 災害又は事故における応急対策活動の協力に関する協定実施細目

静岡県交通基盤部長（以下「甲」という。）と公益社団法人静岡県造園緑化協会（以下「乙」という。）との間で平成27年3月30日に締結した「災害又は事故における応急対策活動の協力に関する協定書」（以下「協定書」という。）第8条の規定に基づき、書類の様式や実施等に関する細目を次のように定める。

### （応急対策活動の範囲）

第1条 協定書第1条に定める応急対策活動は、各地区建設業協会と締結している災害時応援協定等の応急対策業務を補完するものであり、以下のとおりとする。

- (1) 被災状況を写真等により報告する簡易調査。（測量は含まない）
- (2) 倒木や災害によって発生する廃棄物の木材等を破碎すること。
- (3) 破碎した木材や小量の土砂を甲が指定する仮置き場まで運搬すること。
- (4) その他上記に類すること。

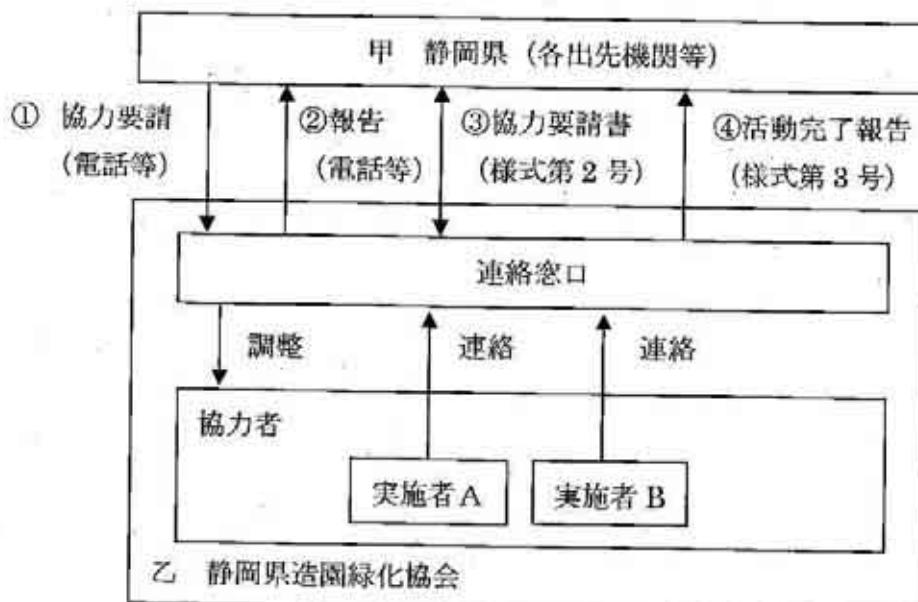
### （協力要請の姿勢）

第2条 協定書第4条に定めた協力要請の姿勢は、以下とおりとする。

- (1) 応急対策活動は、協力者の自己責任による無料の奉仕活動であり、乙は可能な限り要請に協力するものとする。
- (2) 協力要請書は災害現場における甲の認める公共の活動を表すものとして取り交わす。

### （応急対策活動協力要請）

第3条 協定書第4条に基づく協力要請と書類等の様式は、以下フロー図のとおりとする。



平成 27 年 3 月 30 日

(甲) 静岡県静岡市葵区追手町 9 番 6 号  
静岡県交通基盤部長

野知 泰祐



(乙) 静岡県静岡市葵区吳服町 2 丁目 2 番地

静岡県造園緑化協会長

高林 人雄



應急對策活動協力者名簿

様式第2号

## 協力要請書 第号

要請年月日時 平成 年 月 日 時

(要請者)

静岡県 事務所長・局長 氏名 印

「災害又は事故における応急対策活動の協力に関する協定」第4条に基づき  
協力を要請する。

(応諾者)

名 称 公益社団法人静岡県造園緑化協会長 氏 名 様

住 所 静岡市葵区吳服町2丁目2番地

電話番号 054-253-0586

要請の理由	
施設名	
場所	
目標完了期日	
応急対策活動の内容	
摘要 (見取図等)	
担当課・支所／担当者名	/

## 協力応諾書

応諾年月日時 平成 年 月 日 時

上記協力要請を応諾する。

(応諾者)

名 称 公益社団法人静岡県造園緑化協会長 氏 名 印

住 所 静岡市葵区吳服町2丁目2番地

電話番号 054-253-0586

様式第3号

## 活動完了報告書

報告年月日時 平成 年 月 日 時

(報告者)

名 称 公益社団法人静岡県造園緑化協会長 氏 名  
住 所 静岡市葵区呉服町2丁目2番地  
電 話 番 号 054-253-0586

協力要請書 第 号に基づく応急対策活動の  
完了を報告する。

(報告先)

事務所名 \_\_\_\_\_  
課・支所名 \_\_\_\_\_ 担当者名 \_\_\_\_\_

施設名			
場所			
着手日時	月／日・時		
協力要請書で 指示された 応急対策 活動の内容			
実施内容			
完了(予定)日時	月／日・時		
問題点・ 連絡事項等			

